

お知らせ なんたん

新南丹市

電話 0771-68-0001

第63号(3の2)平成20年8月22日発行

地域力再生プロジェクト支援事業交付金について

京都府では、地域に暮らす人々が、協働して暮らしやすい魅力的な地域にするため、自分たちで考えて行動する「地域力再生活動」に対して、交付金の支給を行います。

つきましては、平成20年度第2回目の募集を下記のとおり行いますのでお知らせいたします。なお、事業の詳しい内容等につきましては、下記までお問い合わせいただけますようお願いいたします。

名称 京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金
対象団体 地域住民が主体的に参画し、地域力再生に取り組む団体です
(営利を主とする団体や特定の政治、思想、暴力団等に関わる団体は対象外です)

対象事業 環境保全活動、子育て支援活動、共助型福祉サービス、防災・防犯活動、地域美化活動、地域産業おこし、地域商業の活性化、農村・都市交流活動、地域スポーツ振興、地域文化活動、地域行催事、その他特に認める活動(19年度に採択された事業の取り扱い、同年度から新規で取り組まれた事業以外については従来の活動を拡充した点や新たな工夫が認められるものでないと採択されません)

交付率等 [交付(補助)率] 交付対象事業費の原則3分の1以内
[交付限度額] ソフト事業...200万円以内
ハード事業...200万円以内
上記額と合わせて、京都府市町村振興協会から、別途3分の1以内に相当する額が交付されます。

募集期間 (第2回)9月1日(月)~30日(火)
その他 詳細および申請書類は、京都府のホームページからダウンロードすることができます。(http://www.pref.kyoto.jp/chuikiryouku/)

相談窓口 京都府総務部自治振興課 075-414-4452
京都府南丹広域振興局企画総務部企画振興室 0771-24-8430

問合せ先 企画推進課 自治振興係 TEL(0771)68-0003 FAX(0771)63-0653

南丹工芸文化祭「工芸作品展示会」開催のお知らせ

昨年度に実施し好評をいただきました「工芸作品展示会」を、平成23年度に実施の第26回国民文化祭に向けた取り組みとして、また南丹市における「ものづくり」を市内外へさらにアピールしていく機会として今年度も開催します。作品の展示を希望される方は、下段の展示の概要に沿って、出展準備をよろしく願います。

<工芸作品展示会>

会期 平成21年1月31日(土)~2月8日(日) 午前10時~午後5時

会場 南丹市立文化博物館(園部岡小椋町63番地)

募集のテーマ 「想いを技で」

おのおのの想いを、さまざまな技法を用いて形に表してください。なお、展示の際には、作品と共にその想いを記したプレートを表示させていただきます。

募集作品・応募資格

- 募集作品
陶、木、竹、金属、漆、ガラス、染、織、糸を用いた工芸作品とします。
出品は1人または1グループ1点とします。ただし、数作品を組み合わせて1つの作品となる場合は1点として扱います。
展示品の大きさは次のとおりとします。
・展示台展示 幅:60cm以内/奥行:60cm以内/高さ:60cm以内
・壁面展示 幅:2m以内/高さ:2m以内/厚み:10cm以内
展示できる重さと強度を考慮したものとします。

- 応募資格 南丹市および亀岡市・京丹波町に在住または工房を構え、日常的に工芸に携わっておられる方とします。

応募方法 出品を希望される方は、11月14日(金)~28日(金)の間に、事務局までお申し込みください。なお、応募用紙等については9月以降に本庁・支所窓口、ホームページ、郵送等でお取り寄せいただけます。なお、応募多数の場合は、会場のスペース等の都合により、展示作品数を調整させていただきますので、ご了承ください。

その他 作品の搬入・搬出についての費用は出品者の負担とし、搬入等についての期日や詳細については申込者に別途連絡します。(搬入は平成21年1月20日以降の予定)

問合せ先 企画管理部 企画推進課 企画係(南丹工芸文化祭実行委員会事務局)
TEL(0771)68-0003 FAX(0771)63-0653

市税などの納付は納期限内に!

市税などは、定められた納期限までに自主的に納めていただくことになっていきます。納期限までに完納されない場合は督促手数料、延滞金が加算され、余分にご負担いただくことになるため、納期限内納付をお願いします。

なお滞納が長期にわたり続きますと、税・料負担の公平性を確保するため財産や勤務先等について調査し、差押処分(滞納処分)をすることになりますので、未納がある方は早急市役所本庁、各支所または金融機関窓口にて納付してください。

平成20年度 納期限一覧表

期別	軽自動車税	市市民税(普通徴収)	
		固定資産税・都市計画税	後期高齢者医療保険料(普通徴収)
全期	4月30日(水)	国民健康保険税	
		介護保険料(普通徴収)	
第1期	4月30日(水)	6月30日(月)	7月31日(木)
第2期		7月31日(木)	9月1日(月)
第3期		9月1日(月)	9月30日(火)
第4期		9月30日(火)	10月31日(金)
第5期		10月31日(金)	12月1日(月)
第6期		12月1日(月)	平成21年1月5日(月)
第7期		平成21年1月5日(月)	平成21年2月2日(月)
第8期		平成21年2月2日(月)	平成21年3月2日(月)
第9期		平成21年3月2日(月)	平成21年3月31日(火)
第10期		平成21年3月31日(火)	

口座振替納付の方は、上記納期限日に振替します。なお、納期限日に振替できなかった市市民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税および国民健康保険税については翌月の13日に再振替を実施します。(金融機関休業日のときは翌営業日となります)

督促手数料および延滞金について
納期限までに完納されない場合は、督促状を発送することになり、督促状1通につき手数料100円が掛かります。

また、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納の税額に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%)の延滞金が加算され、未納の税額とあわせて納付いただくこととなります。

滞納処分について
督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押等滞納処分を受けることとなりますのでご注意ください。

市税などの納付には、便利な「口座振替」を!

口座振替の申し込み手続きは、市役所本庁、各支所および市内各取扱金融機関に備え付けの市税等口座振替申込書に記入いただき、預貯金通帳、通帳の届出印、市税等の納付書を持参の上、取扱金融機関で手続きしてください。なお、登録手続きに時間を要するため、振替の開始を希望される期別の前月末までにお申し込みください。申し込みが遅れますと、振替できない場合がありますのでご注意ください。

取扱金融機関等 ・京都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫
・京都農業協同組合・りそな銀行・ゆうちょ銀行

軽自動車税を除く市税等については、口座振替納付済通知書は発行しませんので、ご面倒ですが預貯金通帳でご確認ください。

- 問合せ先
- 【市税各種】 税務課 収納係 TEL(0771)68-0009
 - 【国民健康保険税】 国保医療課 国保年金係 TEL(0771)68-0011
 - 【介護保険料】 高齢福祉課 介護保険係 TEL(0771)68-0006
 - 【後期高齢者医療保険料】 国保医療課 高齢福祉医療係 TEL(0771)68-0011

「お知らせなんたん第62号」掲載内容のお詫びと訂正

8月8日発行の「お知らせなんたん第62号」の掲載内容について、下記のとおり誤りがありました。お詫びし、訂正させていただきます。

3の3(八木地蔵は4の3)裏面、「第25回清流美山の鮎まつり」問合せ先電話番号(誤)(0771)77-0007 (正)(0771)77-0001

問合せ先 情報推進課 広報広聴係 TEL(0771)68-0019